

堂本委員資料

第5回再犯防止推進計画等検討会（2017.06.28日）

堂本意見

1. 民間ボランティアの活動の促進等について

（1）「民間ボランティアの活動の促進」を「民間支援活動の促進」としてはどうか

英語の volunteer には自発性、無償性、先駆性などの意味があり、日本語では奉仕のニュアンスが強い。従来、刑務所への慰問を行う更生保護協会や個人は無償の奉仕であり、「ボランティア」の領域であった。奉仕には責任が課せられず、拘束をうけず、当然のことながら本来の職が優先する。

しかし、今後、地域住民や民間企業、財団、社団、社会福祉法人、NPO など多様な法人や個人が、無償奉仕ではなく、女子刑務所で展開したモデル事業のように、有償の協力者として事業を展開することが求められており、今までの奉仕の考え方では対応は難しい。

（2）民間団体（個人）の活用

会社・財団・社団と同様、さらに NPO 法人の積極的を活用することが期待される。現在、NPO 法人犯罪被害者支援センターや NPO 法人犯罪被害当事者ネットワークなど様々な団体が活動しているが、国が予算を確保して、民間への委託事業として展開することや、また、施設はあるが人材が不足しているため積極的な活動ができない場合は、指定管理者制度の活用もある。例えば、退所者が生活・居住し・就労できるようなソーシャルファームなどのようなものを積極的に育成することも考える。また、個人・団体の活動にあたっては、民間からの寄付を集めやすくする環境を整えるため、寄付金控除などの制度の充実を検討・実施すべきである。

（3）生活困窮者自立相談支援事業における再犯防止の取組（様々な NPO 等との連携）

生活困窮者自立支援制度（自立相談窓口）において、罪を犯した困窮者の生活支援、就労支援、そして再犯防止を推進するためには、既存の福祉団体や NPO 等の地域資源を掘出し、協力を求めることや啓蒙が必要である。さらに、NPO などの民間（団体）の創意工夫に基づく再犯防止のための事業提案を募集・実施することを検討すべきである。

例えば、仙台市の一般社団法人パーソナルサポートセンターは、仙台市の生活困窮者（生活保護受給者を除く）に対し、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業を実施している。

罪を犯した困窮者の支援も進めるなか、連携先の NPO 法人では、運営する無料低額宿泊所に入居した62人のうち19人（30.6%）が刑務所退所者であった。平均の在所期間が1年8ヶ月（最短3ヶ月～最長81ヶ月）であり、この NPO 法人の実施する生活支援と自立相談支援事業所の支援が効果的に働き、再犯防止の実績につながっている。